

波佐見町ホームページリンク集掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町（以下「町」という）が、インターネット上に公開している町ホームページのリンク集（以下「リンク集」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の種類及び範囲)

第2条 リンク集に掲載する個人並びに団体は、町民生活の利便性の向上並びに産業振興に寄与する町内在住の住民並びに町内に所在地を有する事業所とし、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの。
- (2) 公序良俗に反する恐れがあるもの。
- 2 公共団体及び公共機関については、その都度、町長が判断するものとする。
- 3 申込者所有のホームページから町ホームページへのリンクについては、第1項および内容が営利を目的としたものであれば許可しない。ただし、広告審査委員会を経て町長が認めるものについてはこの限りではない。

(掲載の申込及び決定)

第3条 リンク集に掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、様式任意で担当課に申込を行わなければならない。

2 申込に際しては、次の事項を記載しなければならない。

- (1) リンクするホームページのアドレス。（以下「リンクホームページ」という。）
- (2) 申込者の住所、氏名、連絡先の電話番号

3 町長は、第1項の申込があったときは、第2条に基づく担当課によるホームページの内容の審査を経て、掲載を決定し、その可否を申込者に通知するものとする。

4 申込並びに決定の通知の手段について、電子メールの利用を認めるものとする。

(掲載料)

第4条 掲載料は無料とする。

(リンクホームページ内容の責任)

第5条 リンクホームページの内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(掲載の取り消し)

第6条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、掲載を取り消しリンク集から削除することができる。

- (1) 申込者が町外に転居及び実態が確認できなくなった場合
- (2) 申込者が廃業、休止及びそれと同等と認められる場合
- (3) リンクページの内容が申込時と異なり第2条の規定に該当するようになった場合
- (4) リンクページが半年以上更新されていないと認められる場合
- (5) 申込者及びリンクページが不相当と判明した場合

(担当課)

第7条 担当課は総務課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リンク集掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。